

協議第2号

会議運営規程について

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第9条第5項の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会会議運営規程を、別紙のとおり定めることについて協議を求める。

平成28年10月21日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第9条第5項の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(議長等の責務)

第2条 会議の議長(以下「議長」という。)は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 協議会の委員(副会長を含む。以下同じ。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事の運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議事の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって決定することを原則とする。ただし、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

2 前項ただし書の規定による採決を行った場合は、その旨を会議録に記載しなければならない。

3 委員は、議長の許可を得た後に発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開を原則とする。ただし、公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合であって、出席委員の3分の2以上の賛成があるときは、会議の一部又は全部を公開しないこととすることができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 前項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第8条 会議録は別記様式のとおりとし、会議の資料と合わせ、議長がこれを調製するものとする。

- 2 会議録は、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則とする。ただし、第6条第1項ただし書の規定により非公開とされた会議に係るものについては、この限りではない。

- 2 前項の公開は、閲覧、写しの交付その他議長の定める方法により行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

別記様式（第8条関係）

会 議 録

| | | |
|----------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 会 議 名 | 第 回会議 | |
| 開 催 日 時 | 平成 年 月 日 () 時 分開会 時 分閉会 | |
| 開 催 場 所 | | |
| 議 長 氏 名 | | |
| 出席者及び欠席者氏名 | 別紙1のとおり | |
| 会 議 事 項 | 1 議 題 別紙2会議次第のとおり | 2 会議結果 ・ 報告事項 ・ 協議事項 |
| 会 議 経 過 | 別紙3のとおり | |
| 会 議 資 料 | | |
| 会議録の確定 | | |
| 平成 年 月 日 () | | |
| 会議録署名人 _____ 印 | | |
| 会議録署名人 _____ 印 | | |

別紙2 会議次第

(会議次第を添付)

別紙3 会議経過

| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
|-------|--------------|
| | |